

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書

外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額の計算に関する明細書					事業年度	・ ・ ・ ・	法人名							
外国関係会社の名称					1		特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る控除対象外国法人税額の計算	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)		8				
本たの 店る所 又事 在は 務主 所	国名又は地域名				2			子会社から受ける配当等の額 (別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		9				
	所在地				3			控除対象配当等の額 (別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		10				
事業年度					4	・ ・		調整適用対象金額 (8) + (9) + (10)		11				
外国 法人 税	税種目				5			課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)		12				
	外国法人税額				6			$\frac{(12)}{(11)}$		13	%			
	増額又は減額前の事業年度の(6)の金額				7			$(6) \times (13)$		14				
外国法人税額の計算 以外 の部分対象外国関係会社に係る 控除対象	特定外国関係会社 又は対象外国関係会社 に係る	適用対象金額 (55)				15			外国金融子会社等に係る 控除対象外国法人税額の計算	特又は会社と 対しに 国象該た 関外当場 係国す合 会関る 社係も	適用対象金額 (55)		24	
		子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)				16					子会社から受ける配当等の額 (46)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		25	
		控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)				17					控除対象配当等の額 (47)のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)		26	
	調整適用対象金額 (15) + (16) + (17)					18		調整適用対象金額 (24) + (25) + (26)		27				
	部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)					19		金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)		28				
	部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)					20		金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)		29				
	$(20) \leq (18)$ の場合 $\frac{(20)}{(18)}$					21	%	$(29) \leq (27)$ の場合 $\frac{(29)}{(27)}$		30	%			
	$(20) > (18)$ の場合 $\frac{(20)}{(19)}$					22	%	$(29) > (27)$ の場合 $\frac{(29)}{(28)}$		31	%			
	$(6) \times ((21) \text{又は}(22))$					23		$(6) \times ((30) \text{又は}(31))$		32				
	(12)と(14)のうち少ない金額、(20)と(23)のうち少ない金額又は(29)と(32)のうち少ない金額										33			
外国 動 法 し 人 た 税 場 額 合 が	増額又は減額前の事業年度の(33)の金額										34			
	$(33) \geq (34)$ の場合 $(33) - (34)$										35			
	$(33) < (34)$ の場合 $(34) - (33)$										36	(円)		
	課税対象金額等に係る控除対象外国法人税額 (33)又は(35)										37	(円)		
特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算														
所得計算上の適用法令					38	本邦法令・外国法令	減 算	控除対象配当等の額		47				
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額					39					48				
加 算	損金の額に算入した法人所得税の額				40					49				
					41			小 計		50				
					42			基 準 所 得 金 額 (39) + (44) - (50)		51				
					43			繰越欠損金の当期控除額		52				
小 計				44		当期中に納付することとなる法人所得税の額		53						
減 算	益金の額に算入した法人所得税の還付額				45		当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額		54					
	子会社から受ける配当等の額				46		適用対象金額 (51) - (52) - (53) + (54)		55					

別表十七(三)の五

令五・四・一以後終了事業年度分